

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業実施要綱

制定 令和2年4月1日総地第979号（局長決裁）

最近改正 令和7年6月1日総地第102号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、震災時における被害の減少と自助・共助による市民・地域の防災力向上を図ることを目的に、感震ブレーカーの設置を促進するため、感震ブレーカー器具助成及び取付助成に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）感震ブレーカー

感震ブレーカーの種類のうち、簡易タイプのことをいう。更に、内閣府が作成したガイドラインに基づく性能評価済みの器具のうち、横浜市が選定した以下の器具とする。

ア ヤモリ（株式会社リンテック）

イ ヤモリ・デ・セット（株式会社リンテック）

ウ スイッチ断ボールⅢ（株式会社エヌ・アイ・ピー）

エ Ki 感震センサー（ケー・アイ技術株式会社）

（2）器具助成

横浜市が委託した事業者（以下、「事業者」という。）が対象器具を申請者の自宅まで配送（発送）し、その器具及び配送等に係る費用の一部を横浜市の負担において行うことをいう。

（3）取付助成

事業者を派遣し、対象の感震ブレーカー器具の取付を横浜市の負担において行うことをいう。

（対象者）

第3条 この事業の利用対象者（以下「対象者」という。）は、本市に在住している世帯とする。なお、取付助成を受ける者は、居住要件に加え、次の各号のいずれかに該当する者のみで構成される世帯を対象とする。

（1）65歳以上の高齢者

（2）身体障害者手帳の交付を受けている者

（3）愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている者

（4）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（5）介護保険法による要介護者又は要支援者

（6）中学生以下の者

（7）その他市長が認める者

（申請）

第4条 器具の助成及び取付助成を希望する者（以下「申請者」という。）は、申請書（第1号様式）を市長に申請するものとする。

(決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し事業利用の可否を決定して、事業利用決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(助成の方法)

第6条 市長は、前条の決定をしたときは、器具の配送（発送）又は事業者を派遣するものとする。事業者は派遣時に、市長印押印の協力者証明書（第6号様式）を携帯するものとする。

2 事業者は、前条の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の同意を得て器具の種類や取付箇所等を調査し、器具取付同意書兼確認書（第3号様式）により器具の取付についての同意を受けるものとする。

3 利用者が自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住し、器具の取付けが賃貸契約等で禁止又は制限される行為である場合は、その家屋の所有者又は管理者から器具取付けの承諾を得るものとする。

4 器具の取付工事には、利用者の立会いを受けるとともに、当該取付完了後、器具取付同意書兼確認書の確認欄に利用者の記名を受けるものとする。

(費用負担)

第7条 前条の助成は、第3条で規定する世帯ごとに器具1個（セット）分までとする。

2 器具の購入代金は、横浜市と利用者が負担するものとする。なお、負担割合は概ね双方が2分の1程度とし、事業者と調整のうえ決定するものとする。ただし、横浜市の負担上限額は器具1個（セット）あたり1,820円（税抜）とする。また、「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」（令和5年4月策定）における重点対策地域に居住する世帯については、器具代金を全額横浜市が負担するものとする。

3 送料及びそれに付随するその他の費用が生じる場合は、横浜市と利用者が概ね2分の1程度の負担割合とし、事業者と調整のうえ決定するものとする。ただし、「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」（令和5年4月策定）における重点対策地域に居住する世帯については、送料及びそれに付随するその他費用を全額横浜市が負担するものとする。

4 前2項について、感震ブレーカー器具に関する支援事業を独自に実施する区に在住する市民から申請を受ける場合には必ずしもこの限りではない。

(決定の取消し)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条による決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第5条の決定を受けた場合
- (2) 器具の取付時において、第3条に規定する要件を満たさない場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

(実施報告)

第9条 事業者は、器具の配送（発送）及び取付が完了したときは、実施報告書（第4号様式または第5号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

(利用回数の制限)

第 10 条 この事業を利用することができるのは、1 世帯につき 1 回限りとする。なお、過去に横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金等を利用し感震ブレーカー器具の取付けを行った場合も同様にみなす。

(秘密の保持)

第 11 条 事業者は、本事業実施に当たって知り得た情報について、管理を徹底するとともに、他に洩らしてはならない。

(免責)

第 12 条 この事業により器具の取付けを行ったこと等により、利用者に被害又は損害が生じても、横浜市及び事業者は、その損害賠償等の責めを負わないものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

第1号様式（要綱第4条関係）

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利 用 申 請 書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は ☒ ⇒ ☐		
	〒 横浜市 区		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号 メールアドレス ※お持ちの方のみ	
希望する制度（必ず、申請する制度に✓を入れてください）			
希望する感震ブレーカー			
取付希望日 (取付支援を 選択の方)		取付希望 時間帯	
同意事項（同意の上、「はい」に○を付けてください。） → はい			
・当該制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。 ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。 ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。 ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません（停電に備えたバッテリーを備えています）。 ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています（賃貸にお住まいの方のみ）。 ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。			

第2号様式（要綱第5条関係）

第 年 月 日
号 日

様

横浜市長

印

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付で利用申請のありました横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり通知します。

1 決定

2 却下

(理由)

第3号様式（要綱第6条関係）

感震ブレーカー器具取付同意書兼確認書

同意事項

- ・当該助成制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負いません。
- ・感震ブレーカー器具の返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。
- ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。
- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません（停電に備えたバッテリーを備えています）。
- ・現状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています（賃貸にお住まいの方のみ）。
- ・当該助成制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。

上記同意事項に同意し、感震ブレーカー器具の取付けを行うことに同意します。 ☐

年 月 日

上記器具の取付けを確認しました。

(利用者) 住所

氏名

第 4 号様式（要綱第 9 条関係）

年 月 日

横浜市長

発送事業者 _____

横浜市感震ブレーカー等設置推進助成事業に係る助成事業実施報告書（発送）

感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業実施要綱 6 条の作業が完了したため、同要綱第 9 条の規定により、次のとおり報告します。

発送日	申請者整理番号

第5号様式（要綱第9条関係）

年 月 日

横浜市長

取付事業者 _____

取付員 _____

横浜市感震ブレーカー等設置推進助成事業に係る助成事業実施報告書（取付）

感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業実施要綱6条の作業が完了したため、同要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 取付訪問日

① _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 実施場所等

住宅所在地 _____

方書 _____

利用者氏名 _____

3 取り付けた器具の種類及びブレーカーの状況

器具の種類	ブレーカーの状況

4 住宅等の状況（いずれかに○）

① 一戸建 ・ 集合住宅

② 持ち家 ・ 賃貸

家屋所有者又は管理者の承諾（ 有 ・ 無 ・ 不要 ）

5 申請者の状況

	対象者	確認書類等
□申請者	□65 歳以上、□75 歳以上	□住民票 □健康保険証 □運転免許証 □その他 ()
	□障害者手帳等被交付者	□身体障害者手帳 □愛の手帳 □精神障害者保健福祉手帳
	□要介護・要支援者	□介護保険被保険者証 □認定通知書
	□中学生以下	□住民票 □生徒手帳 □健康保険証 □その他 ()
□世帯員 1	□65 歳以上、□75 歳以上	□住民票 □健康保険証 □運転免許証 □その他 ()
	□障害者手帳等被交付者	□身体障害者手帳 □愛の手帳 □精神障害者保健福祉手帳
	□要介護・要支援者	□介護保険被保険者証 □認定通知書
	□中学生以下	□住民票 □生徒手帳 □健康保険証 □その他 ()
□世帯員 2	□65 歳以上、□75 歳以上	□住民票 □健康保険証 □運転免許証 □その他 ()
	□障害者手帳等被交付者	□身体障害者手帳 □愛の手帳 □精神障害者保健福祉手帳
	□要介護・要支援者	□介護保険被保険者証 □認定通知書
	□中学生以下	□住民票 □生徒手帳 □健康保険証 □その他 ()
□世帯員 3	□65 歳以上、□75 歳以上	□住民票 □健康保険証 □運転免許証 □その他 ()
	□障害者手帳等被交付者	□身体障害者手帳 □愛の手帳 □精神障害者保健福祉手帳
	□要介護・要支援者	□介護保険被保険者証 □認定通知書
	□中学生以下	□住民票 □生徒手帳 □健康保険証 □その他 ()

6 その他確認事項等

--

第 6 号様式（要綱第 6 条関係）

NO. _____

感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

協力者証明書

年 月 日発行
横浜市長